

令和5年 第9回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(月) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正

5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 5番 小原 拓也

6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸 8番 永友 定己

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名 3番 山本 浩司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について

第7 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について

第8 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第9 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

では、定刻になりました。会の進行を坂本会長よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席の予定です。ただお1人は、後ほど来られるということです。

なお、欠席の3番山本浩司推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番永友薫委員、7番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日9月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをご覧ください。

9月の業務報告について、でございます。

6日に「児湯管内における地域計画担当者会」が開催をされております。

7日から26日まで「高鍋町議会定例会」が開催されました。

同じく7日から19日までみなさんの方で「農地利用状況調査」を行っていただきました。日程につきましては、2ページの中段あたりに記載してあるとおりでございます。

14日に「地域計画に係る農業政策課との協議」を行っております。

15日に「農業者年金加入推進特別研修会」が開催されまして、8名の委員推進委員の方々に参加をいただいております。

27日に「県域JAに係る行政への説明会及び意見交換会」が開催をされております。

同じく27日に「高鍋町農業者年金受給者協議会総会」が開催されました。

9月の総会関係でございます。

22日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

本日の総会終了後には「農業者年金加入推進研修会」とその後「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、長丁場ですがよろしくお願いします。

続きまして10月の業務計画でございます。

1日、日曜日になりますけど「みやざき就農応援相談会」が開催をされます。推進委員2名に行っていただく予定となっております。

5日に「西都児湯管内農委会長・事務局長会議」が開催されます。

11日に「女性の新任委員初任者研修会」がWeb形式で開催されます。

17日に「九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所開所式」が開催され、会長の方が出席をします。

19日に「農業委員会サポートシステム地図機能操作説明会」ということで開催をされます。

10月の総会関係でございます。

23日が現地調査、30日が総会を行うこととしております。

10月の総会終了後に引き続き、宮崎県農業振興公社による「農地中間管理機構の事業説明」が行われます。よろしくお願いいたします。

3ページをご覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

8月28日 総会承認分

農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの太陽光発電施設の設置の件は、9月7日付で許可となっております。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから3ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第48号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題と

します。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4ページをお開きください。

議案第48号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年8月29日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 443㎡ 他2筆 計4, 208㎡

2番 令和5年9月6日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

畑 517㎡

3番 令和5年9月13日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 3, 164㎡ 他2筆 計12, 929㎡

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し申し出	担当委員	1番 宮越 美秋	推進委員
	順番委員	2番 久保田伸博	推進委員

2番 売渡し申し出	担当委員	3番 山本 浩司	推進委員
	順番委員	8番 永友 定己	推進委員

3番 貸渡し申し出	担当委員	5番 小原 拓也	推進委員
	順番委員	7番 坂本 幸	推進委員

よろしくお願いします。

日程番号 5、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15 ページをお開きください。

議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 466 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして担当の上野光正委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。説明をいたします。

申請地は、17 ページを見てください。図面入っていませんけど、右側の方に県道〇〇線がありまして、あそこの〇〇は〇〇ですかね。

[推進委員 6 番]

〇〇。

[3 番]

〇〇の〇〇、それからずっと西の方に入りますと、〇〇の〇〇がありまして、〇〇を約 100 m まで西に行きますと、申請地があります。この赤で塗ってある所です。

所有者の〇〇〇〇さんは、今〇〇に住まれておりまして、高齢で耕作が困難な状況になっておられます。そういうことで、隣に住んでおられる〇〇〇〇さんが、現在の耕作をされております。

現地は、各種の野菜が植えられておりました。

この度、許可有り次第契約が成立し、〇〇〇〇さんが規模拡大の目的で購入をされることとなっております。

19ページに調査書が添付してありますが、譲受人の〇〇〇〇さんは、農業者としての条件は十分満足をされているようであります。

売渡し代金は、総額〇〇〇〇円ということであります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員2番。

[推進委員2番]

別にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。上野委員からもお話がありましたけれども、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。20ページをお開きください。

議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 宅地 178㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地です。

担当の幸妻正浩委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんが住宅用敷地としての案件でございます。

申請地は、22ページをご覧ください。左の方に大きい道路が通っておりますが、これが国道10号線でございます。

国道10号線を〇〇方面に行きますと、〇〇がございしますが、そこを左、東方面〇〇の方に行っていただいて、200mぐらい行ったところの右側に位置するところでございます。

ここは申請人が、23ページ、****番*にある住宅に移り住む準備をしていたところ、住宅への進入路がなかったということで、調べてみたところ農地であることが判明をいたしまして、今回の申請となったわけです。

父親がもう亡くなっておられるそうなのですが、転用許可も受けずに30年前頃から住宅への進入路として使われていたということでございます。

庭等も作っておられ、その後、約20年前に、車庫の一部が敷地としても利用しておりましたということで、誠に申し訳ないということでございますが、今後と同様に利用していきたいということで、今回の申請となっております。

また南側に隣接した土地がありますが、許可後はブロックを敷いて土砂の流出等がないように、被害を与えることはないようにブロックを敷き詰めて土砂流出を防ぎたい。

また雨水につきましては、地下浸透ということでやりますということで出ております。

またその資金については、ブロックを作るだけです。

ブロックは、現地調査に行った時点では、すでにもう張っておられたのか、どうか分かりませんけれども、敷地内に置いてありましたので、それを利用するということで、資金の方は問題ないということでございます。

なお始末書がついております。先ほど説明いたしましたように、今後も進入路

として利用していきたいということで、大変申し訳なかったという文面の始末書が添付されております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の既存の施設の拡張に該当し、転用対象です。

また申請地をすでに進入路等で利用していることと、隣接地にも既に土地所有者が住宅敷地として利用していることから、代替地が無かったという書類も添付されており、転用はやむをえないと判断をします。

本案件については、21ページから23ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

22ページと23ページを見てください。農地を青い線で囲って、一体として利用している宅地を赤い線で囲っております。隣接していることがわかります。

24ページをご覧ください。配置図です。同じ様に、青い線と赤い線でそれぞれの土地を囲っております。住宅は宅地内にあります。倉庫や進入路などの一部分が宅地となっております。

24ページの図で、ちょっと話がそれるのですが、****番*というのが申請地の反対側にあるのですが、次の議案の案件の申請地にもなっております。こちらが****番*から分筆した筆になります。青い筆も****番*から分筆された筆となっております。今回この2筆が関連した筆ということで申請に挙がっています。頭に入れておいてください。

話を戻しまして、すみません25ページをご覧ください。倉庫の図面になります。ページ数が25ページと書いてある方が上にして見てもらうと分かりやすいのですが、ぐるっと反対にしてもらって倉庫の部分を見てください。青い点線があるのですが、青い点線から5.3mと書いてある方が農地です。あとは宅地ということで示してあります。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 7、議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。26 ページをお開きください。

議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 405 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の幸妻正浩委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい、説明いたします。

一般個人住宅敷地として、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転でございます。

場所につきましては、先ほど説明いたしました土地の隣同士であります。

今回住宅を建設するにあたって、24 ページに先ほどの案件のところに戻っていただくとわかるように、****番*を今回住宅敷地として申請が上がっているわけなのですが、排水の関係で西側になるのですけども、何か尻尾みたいに細くこう出ていると思うのですが。

[事務局]

30 ページに説明しています。前の案件で説明しています。

[2 番]

すみません、30 ページで説明させていただきます。

西側に尻尾みたいに出ていると思いますが、ここは土地柄じょう排水の用地、

出す所が西側しかなかったようで、こういういびつな形の土地を購入されたということでございます。

建設費につきましては、総額〇〇〇〇円、建設費が〇〇〇〇円、倉庫が〇〇〇〇円、土地代が〇〇〇〇円となっておりまして、総額〇〇〇〇円となっておりますが、住宅ローン〇〇〇〇円、自己資金が〇〇〇〇円ということで、金融の貸付証明書と残高証明書が添付されております。以上でございます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当し、転用対象です。代替地検討をされており、条件が合わず断念したという資料が添付されており、やむを得ないと判断します。

本案件につきまして、27ページから29ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

30ページが配置図となっております。

先ほど幸妻委員に排水の説明がありました、西側の道路側溝につないで排出するということで道路側溝への工事については、高鍋町建設管理課と上下水道課と協議済ということです。

隣接する農地との境にブロック塀を設置し、土砂流出を防止します、ということです。

この申請地なのですけれども、砂利を入れて埋め立てられておりました。譲渡人が休耕しているため、業者への現場事務所として貸し出し、農地法の趣旨を理解していなかったため、農地へ戻さないままにしていた、という経緯や誠に申し訳ございませんという内容の始末書が添付されております。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 雑種地 678㎡

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、資材置場、車輛駐車場です。

担当の上野光正委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい、それでは説明をいたします。

まず申請地ですが、32ページを見てください。縦に見ますと県道〇〇線が〇〇と〇〇の間を通っておりますが、〇〇の交差点の直前に、〇〇水利組合の用水路と町道で道路があります。その狭い道路を150mぐらい進んだ所で、ここが申請地であります。

現在は、一部盛土がありまして、農地として耕作してない状況ですが、それについては、始末書が添付をしてありました。

始末書の中身については割愛いたしますけども、今後は34ページにありますように、〇〇〇〇が購入いたしまして、資材置場や駐車場として利用する計画であります。

新しい建物はありませんで、生活排水とか汚水が発生しないとして、雨水は自然浸透の他、北側及び東側の土地改良区所管の水路へ放流予定となっております。

申請地は、北側接面道路と同じ高さに約50cmから80cm盛土をいたします。盛土後の法面への土砂流出を抑えるため、法面に芝の植栽をする予定としております。

土地の購入費は〇〇〇〇円で、造成費用等含めまして、〇〇〇〇円となりますが、全額自己資金となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本社事務所の土地を売却することとなり、資材置場や重機の駐車場として利用したいということで申請をされております。

本案件につきましては、31ページから33ページに申請地の位置を示しております。

34ページが配置図です。

先ほど上野委員も説明をされておりますので、雨水の処理等についての説明は上野委員のとおりです。

隣接地への雨水の流出が無いように、34ページに赤い線が書いているのですが、この場所にうねを作って雨水の流出がないようにするという事です。

また、農地転用に伴う小丸川土地改良区からの地区除外と水路の使用についての意見書の添付があり、問題はないと判断します。

資金については、譲受人である法人と代表取締役個人の通帳の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

26ページお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 雑種地 471㎡

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、会社事務所です。

担当の上野光正委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい、それでは説明いたします。

申請地は、先ほど説明しました〇〇〇〇の隣になります。

3 6 ページをご覧ください。〇〇公園の下の用水路、それと道路があるところに沿った土地が申請地となっております。

〇〇〇〇が移転先を探していたのですが、コンテナハウスを設置し、会社事務所として利用するというのでございます。

3 8 ページを見てください。これが計画図でございます。計画図を見ていただきますと、北側の接面道路と同程度の高さに 5 0 c m から 8 0 c m 盛土をいたします。

表層は駐車場部分のみ敷砂利を行い、その他は転圧のみ行うということでございます。盛土後の土砂流出を抑えるため、法面に芝の植栽をいたします。

生活排水及び汚水は、北側道路に設置してある公共下水道へ排水をいたします。

雨水は自然浸透の他、自然流下による北側道路に隣接の小丸川土地改良区の管理する水路へ放流する予定となっております。

西側隣接住宅との境界には、ブロック塀が設置してあるので、雨水等が流出する心配はないということでございます。

土地購入費は〇〇〇〇円で、事務所設置費〇〇〇〇円を含めまして、約〇〇〇〇〇円となっております。全額自己負担で調達出来るということでございます。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第 1 種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第 3 種農地となります。

本案件につきまして、3 5 ページから 3 7 ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

こちらの土地なのですけれども、先ほどの〇〇〇〇さんの案件の土地と元々は同じ筆でした。それで同じなのですけれども、同じように埋め立てられておりました。

同じように始末書の添付がありました。

また、農地転用に伴う小丸川土地改良区からの地区除外と水路の使用についての意見書の添付があり、問題はないと判断します。

資金については、譲受人である法人の通帳の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[事務局]

いいですか、すみません追加で説明をします。

申請地なのですけれども、事務所としてコンテナハウスを設置されます。それから生活排水、汚水が出まして、生活排水と汚水は公共下水道へ接続し、排出するということです。以上です。

[議長]

その他、何か質問ございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、39 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 3 6 5 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の久保田伸博推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

担当推進委員 3 番が欠席のため、代理として推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、ご説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、認定新規農業者で、こちらの農地できゅうりを栽培される予定です。

申請地は、〇〇住宅の南側に隣接した農地です。

現地を確認したところ、飼料稲の刈り取りが終わり、ロールしてありました。

価格は〇〇〇〇円ということでした。以上です。

[議長]

はい。すみません。

反当〇〇〇〇円でしょうか、総額でしょうか。

[事務局]

1 筆で、です。総額です。

[推進委員 2 番]

総額です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1 番から 5 番まで、5 件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 他 2 筆 7 6 7 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定です。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスの 8 連棟あるところのすぐ後ろになります。3 筆ともそのハウスの裏になります。

現状は、稲が刈り取られたままでした。

〇〇〇〇さんは、ハウスきゅうり、水稻、W C S 等を栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、賃借料は 10 a 当たり玄米で 〇〇 k g だそうです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか 4 筆 4, 3 0 0 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、利用権貸借の再設定でございます。

申請地は、資料の一番上から〇〇の****は、〇〇の信号がある県道交差点を〇〇方面へ200mほど行った東側に、一段下がった所でございます。

また〇〇の****、****は今言ったその反対の西側の方の下側に繋がってございました。

また〇〇の2筆は、先ほど言いました県道の交差点を〇〇方面に200mほど行った、左側道路沿いにあります。

5筆とも、現状はロータリーがかけられていました。でも少し草が生えた状態でもございました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻を中心に露地のズッキーニ、白菜、キャベツ等を栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか11筆 5,716㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、新規の利用権貸借でございます。

申請地は、資料の〇〇〇〇の****番*ですけども、県道の〇〇に〇〇橋があるのですけども、そこを〇〇方面に80mほど行くと右側に、一段下がるのですけども、道路沿いにあります。

また、そこを20mほど行くと左に入る農道がございまして、100mほど行った所に、〇〇の****番*があり、西へ50mほど行った所に〇〇の****番*がございまして、

少し下がって一番下から2番目の〇〇になるのですけども****番*、そこは先ほど言いました〇〇の****番*のすぐ南側にございまして、そこから150mほど東の方に行って50mくらい行くと、その下の〇〇****番*がございまして、

資料の4番目の〇〇という所になるのですけども、〇〇の****番*は、信号のある交差点を〇〇方面に100mほど行くと、****番*とさっき説明したのですけども、そのすぐ隣になるのですけども、東側のすぐ一段下の所でございます。

それと〇〇の****番*から****番*の5筆は、その反対側になります。

その一塊になって、ありました。

〇〇の****番*は、その信号の交差点を南の方に80mほど行って、50mほど西の方に行った所の農道沿いにございます。

12筆とも、現状はロータリーがかけられていました。

期間は5年で、賃借料は10a当たり18kgだそうです。

〇〇〇〇さんの詳細は、省略させていただきます。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか21筆 18, 188㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、利用権貸借の再設定でございます。

申請地は、〇〇の跡地の東側に、〇〇の〇〇がございます。その所から四方周
辺に固まっていまして、2 0 0 mから2 5 0 m四方に、この2 2 筆がございます。

現状は、綺麗にロータリーがかけられていました。

期間は5年で、賃借料は1 0 a 当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 4 5 1 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より、ご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。

〇〇〇〇さんは、早期水稻及び大根を生産されております。

申請地は、〇〇から国道1 0 号線を東へ1 5 0 m行って、そしてそこから南へ
1 5 0 mほど行った農地です。

これまでも、ずっと水稻が作付されておりました。

現地を確認したところ、1, 4 5 1 m²の水田で、稲刈り後の状態でそのまま
でした。

金額は年間1 0 a 当たり〇〇〇〇円で、期間は5 年ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませ
んか。

[5 番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5 番]

利用権設定の1番の案件について、面積が1反を切って767㎡で、1反当たりの賃料は玄米〇〇kgですので、減算して計算で〇〇kgということでもいいのですか。

[事務局]

はい、その広さで玄米〇〇kgで10haあたりに換算しております。

[議長]

その他、何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から5番まで5件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から5番まで、5件の案件について原案のとおり決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から5番まで5件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、45ページをお開きください。

「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 8, 7 4 5 m² ほか3筆 計14, 2 8 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

〇〇〇〇は認定農業者で、今回の農地では〇〇を生産される予定です。

場所は、〇〇の4筆です。

この内3筆の****番*、****番、****番*は、〇〇の〇〇の所にあります。

現地調査をしたところ、〇〇が植えてありました。

残りの1筆****番*は、〇〇保育園から北に300mほど行った先の左手にあります。

現地調査をしたところ、〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議案の審議全てが終わりました。

これをもちまして令和5年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会14時52分)